

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 第 2 期地域福祉活動計画の取り組みと今後の課題

## 1 計画の趣旨

第3期国東市地域福祉活動計画（以下、「第3期活動計画」という。）は、第2期国東市地域福祉活動計画（以下、「第2期活動計画」という。）の期間（平成27年度から平成30年度まで）終了後、引き続き、「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」のために、本会が中心となり、地域住民や関係機関、専門機関が互いに協力して地域福祉を推進することを目的とする民間の計画として策定します。

国東市は、市街地、山間部、海岸部と多様な地理的条件が異なる地域で成り立っています。高齢化率は平成30年12月現在で40%を超え、超高齢社会となっています。また、核家族化や高齢者のみ世帯の増加による家族の支え合いの脆弱化や地域コミュニティの衰退といった課題が顕在化しています。このような状況の中、公的な福祉サービスだけでは地域における福祉課題の解決は困難であり、地域社会の助け合い、支え合いの役割はますます重要となっています。

上記の内容から、複合化する生活課題を抱える人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対応するため、社会福祉法（注1）が改正され地域共生社会（注2）の実現に向け「地域住民による支え合いと公的サービスが連動した包括的な支援体制の整備」に関する規定などが新たに設けられました。

地域共生社会の実現にあたっては、家庭や地域住民、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体、NPO等、地域に関わるさまざまな担い手と社協・行政とが連携し、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

本会は平成27年度より生活困窮者自立支援事業・日常生活支援総合事業を国東市から受託していますが、様々な問題から既存事業と受託事業の両立は極めて難しいのが現状です。本会としては、今後ますます増え続ける福祉課題に対応すべく、事業の見直しはもとより組織体制の抜本的な改変を通して、限られた中で今後の地域福祉事業をどのような「カタチ」で進めていくことが望ましいのか検討し、5年後の地域、社協のあるべき姿を目指す計画とします。

尚、本計画は第3期国東市地域福祉計画に沿った第3期活動計画となっています。

**（注1）社会福祉法**：わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成やその他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

**（注2）地域共生社会**：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## 2 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、地域福祉を推進するための行政計画として「国東市地域福祉計画」が位置づけられています。一方、同109条では、社協は地域福祉を推進することを目的とする福祉団体と位置づけられています。

第3期活動計画は、「第3期国東市地域福祉計画」に沿った活動計画となっており、具体的な活動や事業を推進する計画とします。

## 3 計画期間

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

また、本計画は社会状況の変化や地域ニーズの多様化、法改正等に対応するために毎年評価を行い、必要な見直しを実施します。

## 4 第2期地域福祉活動計画の取り組みと今後の課題

第2期活動計画では基本理念の実現に向けて17の具体的な活動計画を設定しました。その計画に沿って、地域福祉を推進する取り組みを実施してきたところです。第2期活動計画における本会の取り組みと、その他主な事業についての課題をまとめ、次のとおり整理しました。

### (1) 第2期活動計画の取り組み目標の結果と課題 (①~⑱)

#### ① ふれあいネットワーク会議の充実（国東市受託関係事業）

ふれあいネットワーク会議は行政区単位で開催されており、地域に潜在する様々な課題を顕在化させ、その解決に向けて住民が主体となって支えあい助け合いを構築する場、すなわち、「共助」の体制を作り出す根幹の場といえます。

しかし、その取り組み方については行政区間の格差が大きく、未実施の行政区もまだ存在します。

実施地区については小さな成功例の積み重ねを行い、未実施地区においては班長会等の地域会合をベースにして発展させることを地域に提案し、市内全行政区でのふれあいネットワーク会議の開催を目指しました。

#### 課題

- ・今後市内全域への展開を図っていくためには、未実施地区への訪問を繰り返し既存の取り組みの中で、地域課題について話し合う場を一緒に作っていく必要があります。
- ・課題の掘り起こしには、民生委員・児童委員や老人クラブとの連携も必要なことから社協全体でふれあいネットワーク会議を支援する体制も必要と考えられます。

## ② ボランティア・市民活動センター事業の推進

青少年福祉体験教室やふれあい学習のPRを行いました。今後も周知を行う必要があると思います。また、ボランティアグループの調査活動も進める必要があります。

### 課題

- ・ボランティア活動者の把握
- ・災害ボランティアセンターの機能強化
- ・専任職員の不在

## ③ 黄色い旗運動の普及促進

地域住民の自主的な活動の一環として進めている黄色い旗運動ですが、近年新規の実施地区がなく、今後の活動の見直しを検討する必要があると思われます。

### 課題

- ・実施地区のフォロー
- ・今後の事業継続の検討

## ④ 見守り情報一元化

安心バトンと安心箱の運用における重複部分の見直しを行い、安心バトンと安心箱の差別化を図りました。(H28年度～)

## ⑤ 元気高齢者健やかサロン活動の推進（国東市受託事業）

市内全体でサロン活動団体は約200団体あり、年々同程度で推移しています。今後、サロン事業が高齢者とのふれあいを通して、閉じこもりの防止、生きがいづくり、社会参加の促進、介護予防としての住民主体の活動になるように活動支援を図りました。

### 課題

- ・未実施地区での新規立上げに向けた働きかけの強化
- ・地域住民の交流、集いの場所として、定期的な開催と目的に沿った活動の促進

### ⑥ 広報活動の強化（広報誌、HPの充実）

「社協だより」を年3回発行し、社協活動や地域活動などの周知を行いました。またホームページに「社協だより」を掲載しています。

#### 課題

- ・職員の技術不足、ホームページ作成ソフト等の問題
- ・ホームページのデザイン（親しみやすい内容）
- ・発行回数や更新回数が少ない
- ・SNS ツールの活用

### ⑦ 生活困窮者自立支援事業の推進（国東市受託事業）

当初はパンフレットやチラシ等を作成し各関係機関や関係者、区長回覧等で市民の皆さんへの周知活動を行ってきました。また、市役所の関係課と連携会議を開催するようになり、連携強化につながりました。

相談に関しては、高齢者や精神疾患を患っている方も多く、就労に結び付けることが難しい問題もありましたが、ハローワークと連携することで若干ではありますが、就労に繋がってきました。

また、50代以上の方の就労支援に関しては、支援が硬直化していることもあり、30年1月より無料職業紹介所の許可を受け、4社8業種の登録をして頂きました。

#### 課題

- ・広報活動の強化
- ・関係機関との連携
- ・相談員のスキルアップ
- ・新たな社会資源の開発に向けたネットワークづくり

### ⑧ 生活支援サービス体制整備事業の推進（国東市受託事業）

地道な地域訪問や関係機関との意見交換、先進地視察等を行う中で、旧町単位(第2層)ではなく、より身近な生活圏域(公民館区単位:第3層)での協議体の優先的必要性がみえてきました。竹田津・上国崎地区をモデル地区に選定し、活動検討を開始しました。モデル地区では地区役員や有志の方による検討の場上げ、生活支援の勉強会や個別訪問ニーズ調査、先進地視察等を通じ、情報や仲間を増やししながら、実践活動:居場所づくり(カフェや食事会)へ発展していきました。

モデル地区での実践活動により、『準備会』での議論も具体化し、くにさき地域応援協議会“寄ろう会(え)”設立につながりました。また、モデル地区でのノウハウを活かしながら、熊毛・豊崎・旭日・武蔵西地区においても協議体が立上りました。

市内全地域での支えあい活動を目指し、“寄ろう会”では『買物支援モデル事業』にとりかかりました。居場所づくりは“地域によりハードルが高い”との声もあがるなど、より取組

み易い実践活動が必要となってきました。商工会やケアマネ協など関係機関にも協働していただき、豊崎地区でモデル事業がはじまりました。

**課題**

- ・生活支援コーディネーターのスキルアップ
- ・周知・広報活動の効果的検証
- ・あらたな生活支援サービスの開発・検討
- ・新規・検討地区へのアプローチ

**⑨ 第三者委員会の定例開催**

第三者委員会の定例会は実施出来ていません。再度検討が必要です。

**⑩ 地区社協活動の展開**

地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活課題、福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携しながら解決に向けて取り組む団体を地区社協といいます。活動の目的や内容が生活支援サービス体制整備事業と共通点多く、今後のすりあわせが必要と思われます。

**⑪ 日常生活自立支援事業の推進（県社協受託事業）**

周知活動を行い、各種関係機関等との連携強化に努めました。また、広域型権利擁護センターの設置に向けた準備を進めました。

**課題**

- ・広域権利擁護センターとの連携、移行
- ・専任職員の不在

**⑫ 住民参加型在宅福祉サービスの展開（国東市受託事業関係）**

竹田津、上国崎地区で住民同士の支えあい活動（カフェ・食事会・送迎付・ちょい加勢等）が、地域住民主体の活動として定着しつつあります。今後は市内他地区に展開していきます。

**課題**

- ・竹田津、上国崎地区のノウハウをもとに熊毛・旭日・武蔵西地区にも取組みを展開することが出来ていますが、在宅福祉サービスである“ちょい加勢（生活支援）”の部分では、居場所づくり（カフェ・食事会）の段階を踏まえての取組みのため、時間を要しています。
- ・今後更に市内他地区への展開を図って行くため、新規地区の方々がより取組みやすいプログラムの開発が必要になってきています。

### ⑬ 安心箱設置事業

安心箱の緊急連絡カードを廃止し、安心箱と安心バトンの差別化を図りました。

### ⑭ 一人暮らし高齢者のつどい

参加者一人当たりの参加回数の統一（H28年度～）を図りましたが、一人暮らし高齢者世帯が増加する中で、独居のみを対象とすることに疑問が生じています。参加者の多くは公民館での開催ではなく、市外へのバス旅行というニーズも多くあり、本会としては、バスの台数や職員数の関係上難しい問題となっています。実際には、市内に高齢者サロン実施地区が多くあり一人暮らし高齢者の方々の集う場所は以前に比べて沢山あると思われ、今後の事業継続の検討が必要です。

#### 課題

- ・参加者対象者が一人暮らし高齢者に限定されていること
- ・高齢者サロンとの棲み分け
- ・今後の事業継続の検討

### ⑮ 避難行動要支援者支援体制の整備

要援護者支援システムの変更に伴い、本会から行政がシステム管理をすることになり、現在は閲覧のみとなっています。（H29年度～）

### ⑯ 無料法律相談会の開催

弁護士（4回）、司法書士（4回）による年間8回の実施により、適切な支援を行うことができました。しかし相談者は年々減少しています。原因のひとつは旧町ごと年2回の相談では、相談のタイミングが合わないということが考えられます。急ぎの相談の場合は法テラスに直接問い合わせるよう勧めていることも原因と思われる。今後の事業継続の検討が必要です。

#### 課題

- ・相談者の減少
- ・実施日や回数の問題
- ・周知の問題
- ・今後の事業継続の検討

### ⑰ 生活福祉資金貸付事業の推進（県社協受託事業）

---

生活困窮者自立支援機関と本所、各支所、民生委員が連携し、必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯には、生活福祉資金の貸付申請を行い安定した生活が送れるように支援しました。

**課題**

- ・関係機関との連携
- ・返済が滞っている利用者との関わり

(2) 第2期活動計画以外の主な事業の結果と課題

**① 福祉ふれあいスポーツ大会**

武蔵町以外の3町での実施。本来は健常者と障がい者のふれあいを通したスポーツ大会ということで実施していましたが、障がい者の社会参加の機会が多くなり、障がい者の参加減少が続いています。結果、参加者の多くは障がい者以外の高齢者という状況で、本会が実施する事業として考えた場合、目的等を再考する必要があります。

**課題**

- ・実施する上での目的の形骸化（本来の目的ではない）

**② 共同募金委員会**

募金活動は主に赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金に分けられます。赤い羽共同根募金は毎年10月から実施し、募金は翌年に地域配分金として使われます。歳末たすけあい募金は基本12月からですが、国東市では赤い羽根共同募金と同時期に行われ、年末に困窮世帯等に配分されます。

特に赤い羽根共同募金は本来地域配分が必要な団体等に公募をかけ、その金額をもとに目標額を決定するという方法が必要となります。また、募金方法も全国的には見直しがされ、戸別募金以外の募金にも力を入れています。

**課題**

- ・配分方法の見直し
- ・募金方法の見直し
- ・共同募金活動の広報
- ・専任職員の不在

**③ くにさき福祉のつどい**

毎年福祉関係者・団体の表彰と地域福祉に関する研修会等を実施し、地域住民の福祉活動へのきっかけ作りとしての大会としています。



近年参加者が増加傾向にありますが、大会内容が恒常化しており、今後大会趣旨の見直しについては、多くの地域住民が気軽に参加できる内容とする必要があります。

**課題**

- 他の機関・団体との共同開催の検討

**④ 福祉団体の事務局**

現在、本会が事務局を受け持っている団体は5団体あり、本部と支部を合わせると20の事務局を担っています。

しかし、本会の財務状況や職員数、業務内容を考慮した場合、現状の体制では今まで通りの支援は難しいと考えています。また、福祉団体は本会が地域福祉を推進する上で、必要な団体であり、今後は各福祉団体による自立した組織運営が出来るように事務局の在り方を協議する必要があります。

**課題**

- 自主運営の検討
- 団体支部組織の検討
- 業務分担の検討
- 担い手不足

**今後の方針**

社会福祉協議会は、地域住民が地域内の生活課題や福祉課題を把握し、自主的な解決に向けて取り組む過程を支援し、問題解決に向けた取組みの中で生じる、さまざまな相談やニーズなどに対して、広報活動や地域福祉活動、ボランティア活動など、地域住民の自主的な福祉活動の支援や新たなしくみ作りなど、多岐にわたる地域福祉の推進役です。

しかし現在本会の地域福祉部門は、職員の減少等もあり、各種団体事務局が主な業務となり、ボランティア・市民活動センター事業や共同募金業務、H31年度より始まる権利擁護事業などの推進が難しい状況となっています。職員を増員すれば解決しますが、財務的な問題もあり簡単に実施できない状況です。

今回の第3期活動計画は、上記問題点の解決と社会福祉協議会としての理想を目指し、各事業の見直しを行い、限られた職員数の中で社会福祉協議会本来の業務のひとつであるボランティア市民活動センター事業や共同募金業務、権利擁護事業を推進できる計画とします。

また、平成27年度より行政より新たに受託した生活困窮者自立支援事業、日常生活支援総合事業に関しても、第3期国東市地域福祉計画に沿って推進します。